

詳しい内容については各担当窓口にお問い合わせください。



この件に関する市ホームページの URL

<https://www.city.minamishimabara.lg.jp/page8526.html>

事業者向け

No.	支援策・概要	お問い合わせ先
①	<p>【宿泊事業者事業持続化支援金】【観光バス等事業者事業持続化支援金】 【民泊事業者事業持続化支援金】 経営が悪化した事業者の事業継続を後押しするため、支援金を交付します。</p>	地域振興部観光振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6632
②	<p>【中小・小規模事業者等事業継続支援金】 来客の減少などで経営が困窮している業者の事業継続を後押しする支援金を交付します。</p>	地域振興部商工振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6633
③	<p>【農林水産業事業継続支援金】 農業者、漁業者などの皆さんの事業継続を後押しするため、支援金を交付します。</p>	<p>【農業者の相談窓口】 農林水産部農林課 ☎0957-73-6661 【漁業者の相談窓口】 農林水産部水産課 ☎0957-73-6662 ※いずれも有家庁舎2階</p>
④	<p>【送客支援事業】 市内の飲食店で、昼食を利用するツアーを企画する旅行者に対して、昼食費用の一部を支援します。</p>	地域振興部観光振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6632
⑤	<p>【高収益作物次期作支援交付金事業】 経営が悪化した花き栽培農家に、次期作にかかる資材の購入費などに支援を行います。</p>	農林水産部農林課 (有家庁舎2階) ☎0957-73-6661
⑥	<p>【花き消費拡大対策事業】 花きの需要が減退しており、花きなどの消費拡大を喚起するための広報・PRについて支援します。</p>	農林水産部農林課 (有家庁舎2階) ☎0957-73-6661
⑦	<p>【肥育農家体質強化対策事業】 牛肉価格が低下していることから、経営体質の強化への取組に対し支援します。</p>	農林水産部農林課 (有家庁舎2階) ☎0957-73-6661
⑧	<p>【水産業経営支援事業】 魚価の低迷で経営に不安を抱える漁業者(正組合員)に対し、販売手数料にかかる費用を支援します。</p>	農林水産部水産課 (有家庁舎2階) ☎0957-73-6662
⑨	<p>【雇用維持助成金事業】 従業員を休業させる市内事業者、国の「雇用調整助成金」および県の「緊急雇用維持助成金」に市独自の乗せ助成を行い、事業所負担の軽減と雇用の維持を図ります。</p>	地域振興部商工振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6633
⑩	<p>【新型コロナ対策利子補給事業】 経営に大きな影響を受けた市内事業者が、県や日本政策金融公庫の融資制度を利用した場合、5年間分の利子と償還期間中の保証料の全額を補助します。</p>	地域振興部商工振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6633
⑪	<p>【セーフティネット保証 4号、5号に係る認定制度】 【危機関連保証の認定手続き】 認定対象者が保証の認定を受けることで、信用保証協会の一般保証とは別枠での保証が利用可能となります。</p>	地域振興部商工振興課 (西有家庁舎3階) ☎0957-73-6633
⑫	<p>【地方税の徴収猶予】 一時的に地方税の納付が困難になった人は、1年間、徴収の猶予を受けることができます。</p>	市民生活部税務課 (西有家庁舎1階) ☎0957-73-6642
⑬	<p>【水道料金・下水道使用料などの支払い猶予】 水道料金、下水道使用料などの支払いが、一時的に困難となった個人や事業者を対象に、分割納付または支払いの猶予の相談を受け付けます。</p>	環境水道部水道総務課 (南有家庁舎1階) ☎0957-73-6685